

寒川町契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 27 年 2 月 18 日

寒川町長 木 村 俊 雄

## 寒川町規則第 5 号

### 寒川町契約規則の一部を改正する規則

寒川町契約規則(昭和 50 年寒川町規則第 5 号)の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 項中「各号」の次に「のいずれか」を加え、同項第 2 号中「第 3 条の規定に基づく適正な参加資格を有する者で過去 2 年間に本町及び国(公社を含む。)又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって契約し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者についてその者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。」を「入札者が、過去 5 年間に本町又は国(公社を含む。)若しくは他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。」に改める。

第 10 条の見出し中「代る」を「代わる」に改め、同条第 1 項第 1 号中「及び地方債証券」を「(利付き国債に限る。)又は地方債の証券」に改め、同項第 2 号中「鉄道債権その他の政府保証のある債権」を「鉄道債券その他の政府保証のある債券」に改め、同項第 3 号中「振り出し」の次に「、」を加え、同項第 4 号中「及び公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和 27 年法律第 184 号)第 5 条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社の保証」を削り、同条第 2 項中「第 3 号」を「第 4 号」に改める。

第 11 条の見出し中「さい」を「際」に改め、同条中「第 4 号」を「第 5 号」に改める。

第 14 条第 2 項中「一般競争入札において、前項の規定により最低制限価格を付す必要があるときは、契約担当者がこれを付す必要があると認める理由並びに付そうとする最低制限価格の額及びその算出基礎を明らかにし、町長の決裁を受けなければならない。」を「前項に規定するもののほか、最低制限価格については、別に定めるところ

ろによる。」に改める。

第 16 条中「入札に付した場合において申込の入札が次の各号のいずれかに該当するものは、当該入札は無効としなければならない。」を「次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。」に改め、同条第 3 号中「日時」の次に「までに所定の」を加え、同条第 5 号中「2」の次に「通」を加え、同条第 6 号中「兼ね」の次に「、」を加え、「2 人」を「2 者」に改め、「代理をした者」の次に「のした入札」を加える。

第 19 条の見出し中「期日」を削る。

第 20 条第 1 項中「第 3 項」を「第 4 項」に改める。

第 24 条第 1 項中「開札終了後」の次に「又は入札が中止され、若しくは取り消された場合に」を加え、同項ただし書中「に対しては」を「の入札保証金は」に改め、「締結後」の次に「に」を加え、同条第 2 項中「落札者」の前に「前項ただし書の規定にかかわらず、」を加え、同条に次の 1 項を加える。

3 第 2 項の規定により入札保証金を還付又は充当する場合には、利子を付さない。

第 25 条の見出し中「調書」の次に「等」を加え、同条中「(第 2 号様式)」の次に「又は入札結果を記録した書面」を加える。

第 28 条中「3 人」を「3 者」に改める。

第 31 条第 1 項中「2 人」を「2 者」に改める。

第 36 条第 2 号中「契約の相手方」を「契約者」に改め、同条第 3 号中「契約者が第 3 条(第 27 条で準用する場合を含む。)に規定する参加資格を有するもので過去 2 年間に本町及び国(公社を含む。)又は他の地方公共団体との間に当該契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。」を「契約者が、過去 5 年間に本町又は国(公社を含む。)若しくは他の地方公共団体との間に当該契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。」に改め、同条第 4 号

中「、延納」を「延納」に、「確実」を「、確実」に改め、同条第5号中「売払代金」を「、売払代金」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(契約保証金に代わる担保)

第36条の2 前条の契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもつてこれに代えることができる。

- (1) 国債(利付き国債に限る。)又は地方債の証券
- (2) 鉄道債券その他の政府保証のある債券
- (3) 銀行が振り出し、又は支払保証をした小切手
- (4) 銀行又は町長が確実と認める金融機関の保証若しくは公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第5条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社(以下「保証事業会社」という。)の保証
- (5) その他町長が確実と認める有価証券

2 前項に掲げる担保の価格は同項第1号から第4号のものは額面金額とし、その他のものは額面金額の10分の8以内とする。

第37条ただし書中「第51条及び第52条」を「第53条及び第54条」に改める。

第38条中「第10条及び」を削り、「準用する。」の次に「この場合において、同条中「入札保証金」とあるのは、「契約保証金」と読み替えるものとする。」を加える。

第46条に次の1項を加える。

2 前項の契約金は、その正当な請求書を受領した日から起算して、工事請負契約にあっては40日以内に、その他の契約にあっては30日以内に支払うものとする。

第47条中「工事又は製造の請負契約を行う場合において、契約者が公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第5条の規定により登録を受けた保証事業会社(以下「保証事業会社」という。)の前払金保証を有するものと確認した場合においては、当該契約金額が1件300万円以上のものに限り、3,000万円を限度と

して、当該契約金額の 100 分の 40 を超えない範囲の額を前金払することができる。」を「契約金額が 1 件 1,300,000 円を超える工事(土木建築に関する工事の設計及び調査並びに土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造を除く。)の工事請負契約を行う場合において、契約者が保証事業会社の前払金保証を有するものと確認したときは、当該契約金額の 100 分の 40 を超えない範囲の額を前金払することができる。この場合において、契約金額が 250,000,000 円を超える工事請負契約については、100,000,000 円を限度額とすることができる。」に改め、同条に次の 4 項を加える。

2 前項の規定により前金払した工事が、地方自治法施行規則(昭和 22 年内務省令第 29 号)附則第 3 条第 3 項各号に掲げる要件に該当するときは、当該契約金額の 100 分の 20 を超えない範囲の額を、中間前金払(同項に規定する既にした前金払に追加してする前金払をいう。以下同じ)することができる。

3 継続費又は債務負担行為に係る契約について前金払をする場合における第 1 項及び前項並びに第 49 条の規定の適用については、これらの規定中「契約金額」とあるのは「各会計年度における出来高予定額」とする。

4 前項の規定により読み替えて適用する第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、前会計年度末における出来高金額が前会計年度の出来高予定額に達しないときは、出来高金額が前会計年度の出来高予定額に達するまでの間、当該会計年度の前金払をすることができない。

5 第 1 項及び第 2 項(これらの規定を第 3 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による前払金は、契約者の正当な請求書を受領した日から起算して 14 日以内に支払うものとする。

第 48 条の見出し中「申請」の次に「手続等」を加え、同条第 1 項中「が、前条」を「は、前条第 1 項」に改め、「ときは、」の次に「契約締結の日から起算して 20 日以内に」を加え、同条第 2 項中「前項」の次に「又は第 5 項」を加え、同条に次の 3 項

を加える。

- 3 契約者は、前条第2項の規定により中間前金払を受けようとするときは、中間前金払認定請求書(第4号様式の2)を町長に提出して、中間前金払を受ける要件を備えていることの認定を受けなければならない。
- 4 町長は、前項の規定による認定請求を受けたときは、速やかにその内容を審査し、その適否を決定し、中間前金払認定通知書(第4号様式の3)により請求者に通知するものとする。
- 5 契約者は、前項の規定により中間前金払を受ける要件を備えていることを認定する旨の通知を受けて当該中間前金払を申請するときは、当該認定の通知を受けた日から起算して20日以内に公共工事前金払申請書(第3号様式)に保証事業会社の保証証書を添えて、町長に提出しなければならない。

第49条中「前金払」の次に「(中間前金払を含む。)」を加え、「変更契約金額」を「変更後の契約金額」に、「すでに」を「既に」に、「還付」を「返還」に改める。

第51条第1項中「定めがある場合」を「部分払の定めをした場合」に改め、「完納前に」の次に「、」を加え、「又は既成部分に」を「又は既納部分に」に改め、同条第2項中「金額」を「額」に改め、同項第1号中「請負」の次に「」を加え、同項第2号中「もの」の次に「」を加え、同項第3号中「購入」の次に「」を加え、同条第3項中「政令附則第7条」を「第47条第5項」に改め、同条第4項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

- 4 前項の規定により算定した部分払金の支払をした後、再度部分払する場合は、前項中「出来高金額」とあるのは「出来高金額から既に部分払の対象となった出来高金額を控除した額」とする。

第51条に次の3項を加える。

- 6 町長は、継続費又は債務負担行為に係る契約については、各会計年度における出来

高予定額を定めるものとする。

7 第2項の規定にかかわらず、町長は、継続費又は債務負担行為に係る契約のうち国又は県の補助金の交付対象となった契約にあつては、出来高の全額について部分払をすることができる。

8 継続費又は債務負担行為に係る契約について部分払をする場合における第3項の規定の適用については、同項中「契約金額」とあるのは「出来高予定額」とする。

第52条の見出し中「違約金」の前に「履行遅滞に伴う」を加え、同条第1項中「工事請負契約の」を「契約に係る債務の」に、「未支払契約額」を「工事請負契約については契約金額から部分引渡しを受けた部分に相応する金額を控除した額、その他の契約については、契約金額から既成部分又は既納部分で使用した部分に相応する金額を控除した額」に、「に定められた率」を「の規定により財務大臣が決定する率(金銭を目的とする消費貸借契約に係るものにあつては、利息制限法(昭和29年法律第100号)第1条に規定する率の1.46倍を超えない範囲で町長が別に定める率)」に改め、「、その他の契約にあつては、遅滞数1日につき未支払契約額の1,000分の1に相当する額」を削り、同条第2項中「契約金が未払の場合にあつては、契約金支払額から」を「契約金額に未払金額がある場合にあつては、当該未払金額から」に改め、同条第3項中「違約金の徴収日数」を「第1項の遅延日数」に改める。

第53条第1項各号列記以外の部分中「契約担当者」を「町長」に改め、「は、」の次に「契約者が」を、「できる。」の次に「この場合において、契約者が損害を受けても町長はその賠償責任を負わない。」を加え、同項第1号中「履行期間内」を「契約期間内」に改め、同項第2号中「がなく」の次に「、着手すべき期日を過ぎても」を加え、同項第3号中「工事請負契約にあつては、契約者が建設業法(昭和24年法律第100号)第15条第1項の規定による登録のまつ消、同法第28条第2項若しくは第4項の規定による営業の停止又は同法第29条若しくは第29条の2の規定により登録の取消しを受けたとき。」を「工事請負契約にあつては、契約者が建設業法(昭和24年

法律第 100 号)第 28 条第 3 項若しくは第 5 項の規定による営業の停止又は同法第 29 条若しくは第 29 条の 2 の規定による許可の取消しを受けたとき。」に改め、同項第 4 号中「契約締結後その入札について不正の行為があつたことを発見したとき。」を「契約の締結又は履行につき不正の行為があつたとき。」に改め、同項第 5 号中「おいて」の次に「、当該」を加え、同項第 6 号中「契約に」を「この規則又は契約事項に」に改める。

本則に次の 2 条を加える。

(契約解除に伴う違約金)

第 55 条 町長は、第 53 条第 1 項の規定により契約を解除したときは、期限を定めて契約者から契約金額の 100 分の 10 以内に相当する額を違約金として徴収する。

2 前項の場合において、第 35 条の規定による契約保証金の納付又は第 36 条の 2 の規定による契約保証金に代わる担保の提供があつたときは、当該契約保証金又は契約保証金に代わる担保をもって違約金に充当することができる。

(補則)

第 56 条 この規則に定めるもののほか、契約に関し必要な事項は、町長が別に定める。

第 3 号様式及び第 4 号様式を次のように改める。

第 3 号様式(第 48 条関係)

第 4 号様式(第 48 条関係)

第 4 号様式の次に次の 2 様式を加える。

第4号様式の2(第48条関係)

第4号様式の3(第48条関係)

附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。